

会 員 規 約

本会員規約（以下「本規約」といいます。）は、Dreamers Japan 株式会社（以下「運営元」という。）が Cause-related marketing（以下「CRM」または「コーズ・リレーテッド・マーケティング」といいます。）を目的として企画・運営する「good for everyone project」（以下「本プロジェクト」といいます。）に関して、その入会方法、遵守事項、条件、運営及び活動の基本的事項について定めるものです。

第 1 条（目的・理念）

本プロジェクトは、「売り手・買い手・世間、三方よし」の理念のもとに、会員が運営元を介して事業活動を行うことにより、Special Dreamer（活動資金は乏しいが、活動の公益性及び社会貢献性が特に高いと運営元が認定する団体）及び Dreamer（アスリート、スポーツ団体及び NPO/NGO 等の多様な団体）に活動資金を提供し、「社会貢献: Corporate Social Responsibility（CSR 活動）」「売上・販売力向上」「企業ブランディング」を実現するコーズ・リレーテッド・マーケティングの展開をすることを目的とするものであり、ひいては Special Dreamer 及び Dreamer の発展と社会的価値向上の原動力となることを志向するものです。

第 2 条（定義）

本規約において、以下各項に定める用語は、当該各項に定める意味を有するものとします。

1. 「会員」とは、本プロジェクトの目的・理念に賛同いただいた上、本規約その他運営元が定める手続きに従い、本プロジェクトへの入会手続きを完了した個人又は法人をいいます。
2. 「売り手」とは、会員が本プロジェクトにおいて運営元を介して他の会員との間で事業活動を行う場合に、自身の商品、サービス・役務等を販売、提供する立場をいいます。
3. 「買い手」とは、会員が本プロジェクトにおいて運営元を介して他の会員との間で事業活動を行うに際し、他の会員の商品、サービス等を購入・享受する立場をいいます。
4. 「プロジェクト登録団体」とは、運営元が定めるプロジェクト登録団体規約に基づく厳正な審査を経て本プロジェクトに登録・参加する団体をいいます。
5. 「Special Dreamer」とは、プロジェクト登録団体のうち、運営元の実行委員会が以下の条件を全て満たすと認定した団体をいいます。
 - ① 活動の公益性及び社会貢献性が特に高いと認められること
 - ② 活動資金が乏しいこと
 - ③ 国又は地方公共団体等からの公的支援・助成金が乏しいこと
 - ④ 民間企業からの協賛金等の支援が乏しいこと
6. 「Dreamer」とは、プロジェクト登録団体のうち、Special Dreamer 以外の団体（アスリート、スポーツ団体及び NPO/NGO 法人等）をいいます。

7. 「本ロゴ・マーク等」とは、運営元が設定する本プロジェクト（「good for everyone project」）に関するロゴ、マーク、シンボルなど、本プロジェクトを標章する文字、図形及び記号等の一切をいいます。
8. 「代理店手数料」とは、売り手の会員が運営元を介して他の会員との間で事業活動を行った際の収入の中から、個別の代理店契約又は運営元が定める規定に基づき運営元に支払う仲介手数料をいいます。
9. 「ロゴ・マーク使用料」とは、売り手の会員が本ロゴ・マーク等を使用して一般消費者等との間で事業活動を行う場合に、個別のロゴ・マーク使用許諾契約又は運営元が定める規定に基づき運営元に支払う手数料をいいます。
10. 「活動費」とは、運営元が会員から受け取る代理店手数料及びロゴ・マーク使用料の中から、本規約又は運営元が定める割合に基づき Special Dreamer に提供する活動資金をいいます。
11. 「紹介料」とは、運営元が会員から受け取る代理店手数料及びロゴ・マーク資料料の中から、本規約又は運営元が定める割合に基づき Dreamer に提供する活動資金をいいます。

第3条（本規約の適用及び変更）

1. 本規約は、運営元が企画・運営する本プロジェクトに入会する会員に適用されるものとし、会員は、本規約を誠実に遵守します。
2. 運営元が別途個別規約及び追加規約を規定した場合は、当該規約は本規約の一部を構成します。本規約と個別規約及び追加規約が異なる場合には、個別規約及び追加規約が優先します。
3. 運営元は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。但し、変更が発生した場合、運営元が適当と認める方法により当該内容を会員に通知するものとします。

第4条（入会手続）

1. 本プロジェクトへの入会を希望する個人又は法人は、以下の手続きその他運営元が定める方法に従い、入会申込を行うものとします。
 - ① 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを同意したうえで、運営元が指定する書面又はネットフォームの入会申込書を提出する。
 - ② 入会申込書には、名称、業種・取扱商材、所在地、電話番号、電子メールアドレス、その他運営元が定める必要事項を全て記載する。
 - ③ 上記各号に従った入会申込の効力は当該入会申込書が運営元に到達した時に生じます。
2. 運営元は前項の入会申込を審査し、入会希望者は運営元から入会の承諾を受けた時から本プロジェクトの会員となります。
3. 会員は、入会申込書に記載した事項が運営元の会員名簿に記載され、その情報が本プロジェクト及び本規約の目的の範囲内で運営元から他の会員及びプロジェクト登録団体に開

示ないし提供されることを承諾するものとします。

第5条（会員資格）

本プロジェクトへの入会資格は原則として次の条件を満たす個人又は法人とします。

- ① 反社会勢力及びそれに準じる個人又は法人でないこと
- ② その他、運営元の裁量による本プロジェクトへの入会不許諾を受けていないこと

第6条（届出事項の変更等）

会員は、所在地、代表者、連絡先等に変更があった場合には、速やかに運営元に報告するものとします。

第7条（運営元のサービス・仲介）

運営元は、会員に以下のサービスを提供し、会員の事業活動を仲介し、コース・リレーテッド・マーケティングを展開します。

- ① 会員のビジネスニーズのヒアリング
- ② 会員への会員名簿及びビジネスニーズ情報の提供
- ③ 会員同士のビジネスマッチング
- ④ 本プロジェクトに参加するプロジェクト登録団体一覧の公開
- ⑤ 代理店手数料からプロジェクト登録団体への活動資金の提供
- ⑥ 運営元の事業収支及び活動状況（プロジェクト登録団体への活動資金の提供状況等）の公開
- ⑦ 会員へのプロジェクト登録団体の活動報告
- ⑧ 各会員の本プロジェクトへの参加及びその貢献度（提供した活動資金の額等）をホームページ、ブログ、SNS及びメディア等の媒体を通じて公開・発信
- ⑨ 事業セミナー及び登録団体の活動報告会開催
- ⑩ 本プロジェクトに関わる会員・団体との交流会
- ⑪ 本ロゴ・マーク等の使用許諾（別途契約締結が必要）
- ⑫ プロジェクト HP へのバナー（会員 HP など）添付

第8条（遵守事項）

1. 本プロジェクトを通じて会員同士が事業活動を行う場合、売り手の会員、買い手の会員及び運営元は、以下の事項を遵守するものとします。

- ① 売り手の会員は、買い手の会員から支払いを受けた対価の中から、運営元と別途締結する代理店契約又は運営元の定める他の規定に基づき、案件毎の代理店手数料を運営元に支払うものとします。
- ② 買い手の会員は、売り手の会員に対価を支払うにあたって、その対価の額及び支払日を運営元に報告するとともに、活動費又は紹介料を提供したい **Special Dreamer** 及び

Dreamer をそれぞれ指定するものとします。

- ③ 運営元は、売り手の会員から代理店手数料の支払いがあった場合、買い手の会員にその旨及びその金額を報告します。
 - ④ 運営元は、代理店手数料を受領後、買い手の会員が指定するプロジェクト登録団体に対し当該代理店手数料の中から活動費又は紹介料を提供するとともに、提供元の会員（売り手及び買い手双方）の情報を教示します。
 - ⑤ 運営元は、プロジェクト登録団体に活動費又は紹介料の提供後、その金額を提供元である会員（売り手及び買い手双方）に報告します。
2. 会員が本ロゴ・マーク等を使用して一般消費者等との間で事業活動を行う場合、当該会員及び運営元は、以下の事項を遵守するものとします。
- ① 会員は、運営元と別途ロゴ・マーク使用許諾契約を締結しない限り、自身の商品販売、役務提供及び広告宣伝等の事業活動に関連させて本ロゴ・マーク等を使用することはできません。ただし、本プロジェクト自体の広告宣伝及びプロジェクト登録団体の紹介など個別の事業活動に関連しない形で本ロゴ・マーク等を使用する場合は、この限りではありません。
 - ② 会員は、運営元と別途締結するロゴ・マーク使用許諾契約又は運営元の定める他の規定に基づき、ロゴ・マーク使用料を支払うものとします。
 - ③ 運営元は、ロゴ・マーク使用料を支払った会員が指定するプロジェクト登録団体に対し当該ロゴ・マーク使用料の中から活動費又は紹介料を提供するとともに、提供元の会員の情報を教示します。
 - ④ 運営元は、プロジェクト登録団体に活動費又は紹介料の提供後、その金額を提供元である会員に報告します。

第9条（活動資金の提供）

1. 運営元は会員から受領した代理店手数料及びロゴ・マーク使用料のうち、30%を活動費として Special Dreamer に、15%を紹介料として Dreamer に提供するものとします。
2. 運営元は、Special Dreamer に提供される前項の活動費のうち、プロジェクト登録団体規約その他運営元が定める規定に基づき当該 Special Dreamer が設定する年毎の目標金額を超える金額については、他のプロジェクト登録団体に分配します。

第10条（禁止事項）

会員は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- ① 運営元に帰属する著作権、商標権、ノウハウ又はその他一切の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
- ② 上記①の他、運営元、プロジェクト登録団体、他の会員若しくは第三者に不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為
- ③ 本プロジェクト、運営元、プロジェクト登録団体、他の会員若しくは第三者を誹謗中傷

し又はその名誉を毀損する行為

- ④ その他、運営元が不適切と判断する行為

第11条（会員資格の譲渡禁止）

会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできません。

第12条（契約期間）

1. 本規約に基づく契約期間は、入会月から2年間とします。
2. 運営元又は会員の一方が他方に対し、契約期間満了日の3ヶ月前までに書面により解約の意思表示をしない場合は、契約期間は自動的に1年間延長されます。その後同様とします。

第13条（除名）

運営元は、会員が以下の事項に該当する場合、当該会員に対し除名の処分をすることができません。

- ① 本規約に違反し、運営元が履行、中止又は是正を求めたにもかかわらず会員がこれに応じない場合
- ② 第5条①に違反する場合

第14条（会員資格の喪失）

会員は、以下の事由により退会となり、その資格を喪失します。

- ① 退会の申出を行い、運営元がこれを認めた場合
- ② 契約期間が満了した場合
- ③ 除名された場合
- ④ 会員が死亡した場合
- ⑤ 破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てがなされた場合
- ⑥ 本プロジェクト、運営元、プロジェクト登録団体、他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為及びその恐れがあると運営元が判断した場合

第15条（退会について）

1. 会員は本プロジェクトの退会を希望する場合、運営元に書面にて退会届（書式は自由）を提出するものとします。但し、前条①の場合を除き、退会届の提出は会員資格の喪失の効力に何らの影響も及ぼさないものとします。
2. 退会の場合、退会会員が既に支払った会費、代理店手数料及びロゴ・マーク使用料については返金されないものとします。

第16条（損害賠償）

会員は、本規約又は法令の定めに違反したことにより、運営元、他の会員、プロジェクト登録団体又は第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負う。

第17条（天変地異等）

本プロジェクトは、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化等により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止若しくは廃止することがあります。

第18条（個人情報の扱い）

運営元は、入会申込手続において会員から提供を受けたその氏名、電子メールアドレス等の個人情報を厳重に取り扱うものとし、本プロジェクト及び本規約の遂行のための目的以外の用途では利用せず、また法令に基づく場合を除いて第三者に提供しないものとします。

第19条（責任の範囲）

1. 運営元は、別途の個別契約を締結した場合を除き、会員の事業活動には介在しません。
2. 運営元は、各会員の商品・サービスの品質等の一切を保証するものではなく、後の当事者間におけるトラブル等については、一切責任を負わないものとします。

第20条（協議）

本プロジェクトに関連して、会員と運営元又は会員とプロジェクト登録団体との間で紛争が生じた場合には、当該当事者が誠意をもって協議するものとします。

第21条（合意管轄）

本プロジェクトに関連して、会員と運営元との間で紛争が生じ、当該当事者間で協議をしても解決しない場合には、運営元の事業本部所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成28年6月 制定

平成28年8月 改定

平成28年11月 改定

平成28年12月 改定